

様式33号（第2の2の(26)関係）

特定貸付農地等に係る貸付申込証明書

証明願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿

○○市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

租税特別措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けるため、私から、耕祚の放棄又は権利消滅のあった同条第1項の規定の適用を受ける下記の特定貸付農地等について

農業経営基盤強化促進法
 第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のため
 第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の
 第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところ
 行う貸付け
 ために行う貸付け
 ろにより行われる貸付け } の申込みを受けていることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	貸付けの申込み年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について、申請者から、農業経営基盤強化促進法
 第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために行う貸付け
 第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために行う貸付け
 第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け } の申込みを受けていることを証明する。

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人
 又は農地利用集積円滑化団体)
 事務所
 名 称
 代表者
 市町村長 印

様式34号（第2の2の(27)関係）

農地保有合理化事業等のために譲渡した旨の証明書

証明願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿

○○市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について行わ

農地保有合理化事業
 第4条第2項に規定する農地保有合理化事業
 第4条第3項第1号イ又は第2号に規定する
 第4条第3項第1号ロに規定する農地利用集

農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業）
 農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業） } のために行われた譲渡であること

を証明願います。

記

所在地番	地目	面積	譲渡が行われた年月日
		m ²	

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人
 又は農地利用集積円滑化団体)
 事務所
 名 称
 代表者
 市町村長 印

様式35号(第2の2の(28)関係)

農用地利用集積計画を公告した旨の証明書(譲渡)

証 明 願				
(年号) 年 月 日				
市町村長 殿				
申請者	住所			印
氏名				
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により農用地利用集積計画の公告をした旨を証明願います。				
記				
所在地番	地 目	面 積	農用地利用集積計 画の公告の年月日	備 考
		m ²		
第 号				
上記のとおり相違ないことを証明する。				
(年号) 年 月 日				
○○市町村長 印				

様式36号(第2の2の(29)関係)

特例農地等が農用地区域にある旨の証明書

証 明 願				
(年号) 年 月 日				
(農地保有合理化法人の名称) 殿				
(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿				
○○市町村長 殿				
申請者	住所			印
氏名				
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける下記の農地等が、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存することを証明願います。				
記				
所在地番	地 目	面 積	摘要	
		m ²		
第 号				
上記の農地等が、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存することを証明する。				
(年号) 年 月 日				
市町村長 印				

特例農地等が市街化区域内農地等である旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、下記の農地又は採草放牧地が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地であることを証明願います。

記

所在地番	地 目	面 積	摘 要
		m ²	

第 号

上記の農地又は採草放牧地が、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地であることを証明する。

(年号) 年 月 日
市町村長 印

青色申告の特例 《所得税・法人税》

1. 適用の対象者

農業者

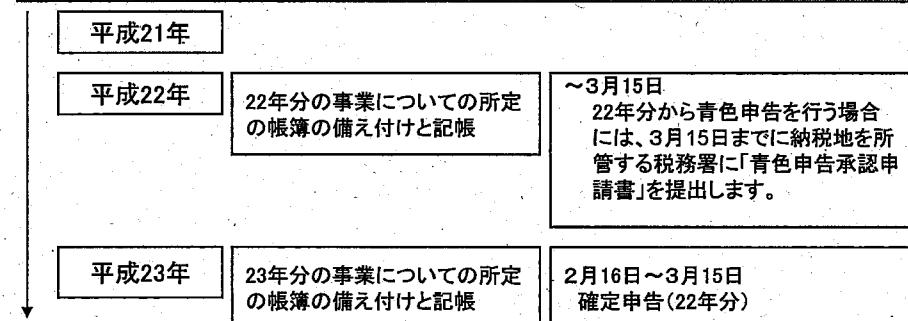
個人

- 確定申告は、毎年1月1日から12月31までの所得について翌年2月16日から3月15日までの間に行います。
- 青色申告を行うためには、青色申告を行おうとする年の3月15日までに納税地を所管する税務署に「青色申告承認申請書」を提出し、青色申告を行おうとする年の1月1日から12月31までの取引について、一定の方法で記帳し帳簿を保存する必要があります。
- 一定の方法で記帳とは、貸借対照表と損益計算書を作成することができるような正規の簿記による記帳が原則ですが、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡単な記帳をするだけでもよいことになっています。

法人

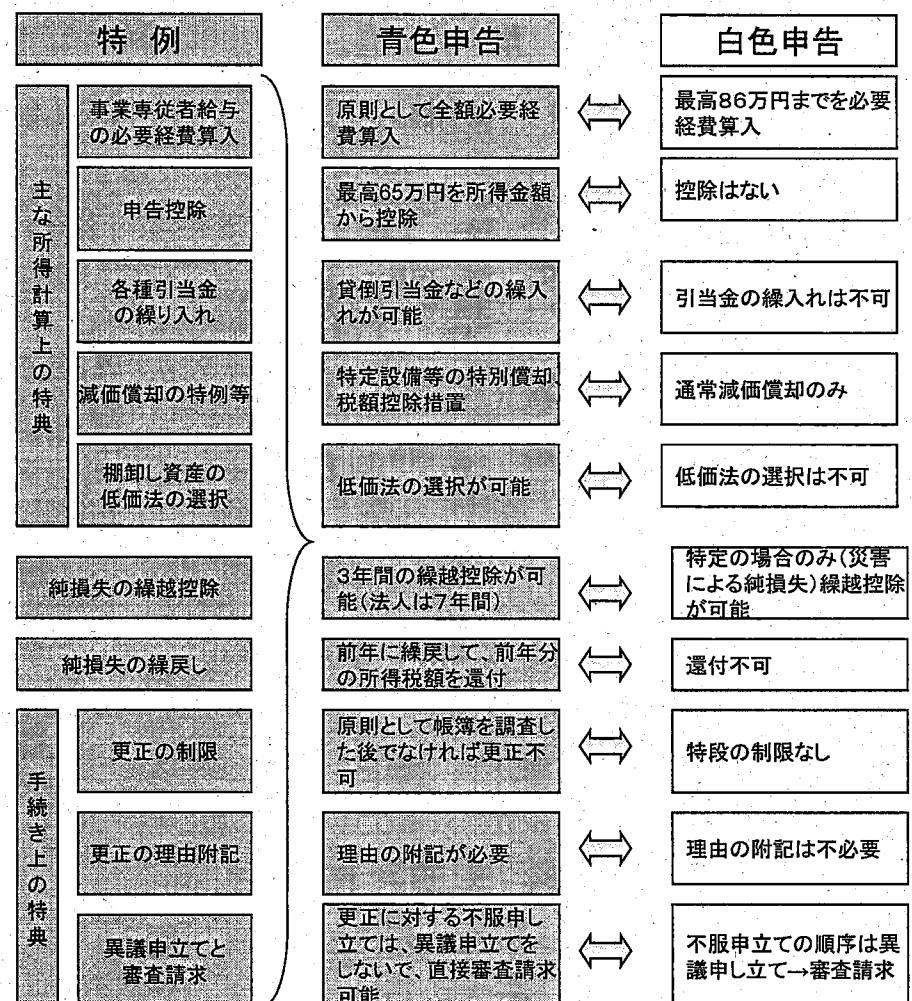
- 確定申告は、事業年度ごとにその事業年度の所得についてその事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に行います。
- 青色申告を行うためには、青色申告を行おうとする事業年度開始日の前日までに納税地を所管する税務署に「青色申告承認申請書」を提出し、青色申告を行おうとする事業年度開始の日以降の取引について一定の方法で記帳し帳簿を保存する必要があります。
- 一定の方法で記帳とは、貸借対照表と損益計算書を作成することができるよう正規の簿記による記帳が原則です。

青色申告の手続き(個人の方の場合例)



2. 特例の内容

青色申告者の主な特例は、次のようなものがあります。



3. 特例の効果

青色申告者(個人の場合)は、欠損金が生じた場合、3年間繰り越して所得金額から控除できます。

(具体例1)

		青色申告者	白色申告者
平成21年	所得金額	▲1,000万円	▲1,000万円
	税額 (所得税)	—	—
平成22年	所得金額	300万円	300万円
	税額 (所得税)	300万円－1,000万円＝▲700万円→— $195\text{万円} \times 5\% + (300\text{万円} - 195\text{万円}) \times 10\% = \underline{\underline{20.25\text{万円}}}$	—
平成23年	所得金額	500万円	500万円
	税額 (所得税)	500万円－700万円＝▲200万円→— $195\text{万円} \times 5\% + (330\text{万円} - 195\text{万円}) \times 10\% + (500\text{万円} - 330\text{万円}) \times 20\% = \underline{\underline{57.25\text{万円}}}$	—
平成24年	所得金額	600万円	600万円
	税額 (所得税)	600万円－200万円＝400万円 $195\text{万円} \times 5\% + (330\text{万円} - 195\text{万円}) \times 10\% + (400\text{万円} - 330\text{万円}) \times 20\% = \underline{\underline{37.25\text{万円}}}$	—

4年間の節減効果の比較

(青色申告者)37.25万円

(白色申告者)20.25万円+57.25万円+77.25万円=154.75万円

$$154.75\text{万円} - 37.25\text{万円} = 117.5\text{万円}$$

青色申告をすれば白色申告に比べ117.5万円のメリット!!

青色申告者は、原則、専従者給与の全額を必要経費に算入でき、青色申告特別控除として所得金額から最高65万円を控除することができます。

(具体例2)

収入1,000万円、必要経費600万円、家族への給与150万円の場合

$$\begin{aligned} \text{青色申告者: } & 1,000\text{万円} - 600\text{万円} - 150\text{万円} (\text{専従者給与}) \\ & - 65\text{万円} (\text{青色申告特別控除}) \\ & = 185\text{万円} (\text{課税所得}) \\ & 185\text{万円} \times 5\% = \underline{\underline{9.25\text{万円}}} (\text{所得税額}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{白色申告者: } & 1,000\text{万円} - 600\text{万円} - 86\text{万円} (\text{事業専従者給与}) \\ & - 314\text{万円} (\text{課税所得}) \\ & 195\text{万円} \times 5\% + (314\text{万円} - 195\text{万円}) \times 10\% \\ & = 21.65\text{万円} (\text{所得税額}) \end{aligned}$$

$$21.65\text{万円} - 9.25\text{万円} = 12.4\text{万円}$$

青色申告をすれば白色申告に比べ12.4万円のメリット!!

担当部署

農林水産省経営局経営政策課経営税制担当

お問い合わせ先

(代表)03-3502-8111(内線)5140

(直通)03-3502-6441

農地の譲渡に係る特例措置について知りたい

～ 地域の担い手に農地を売るとメリットがあります ～

特別控除制度

農地を売り、譲渡益が発生すると、その譲渡益に対して所得税又は法人税がかかりますが、農業委員会のあっせんなどにより農地を地域の担い手に売った場合には、その譲渡益から一定額が控除(特別控除)されます。

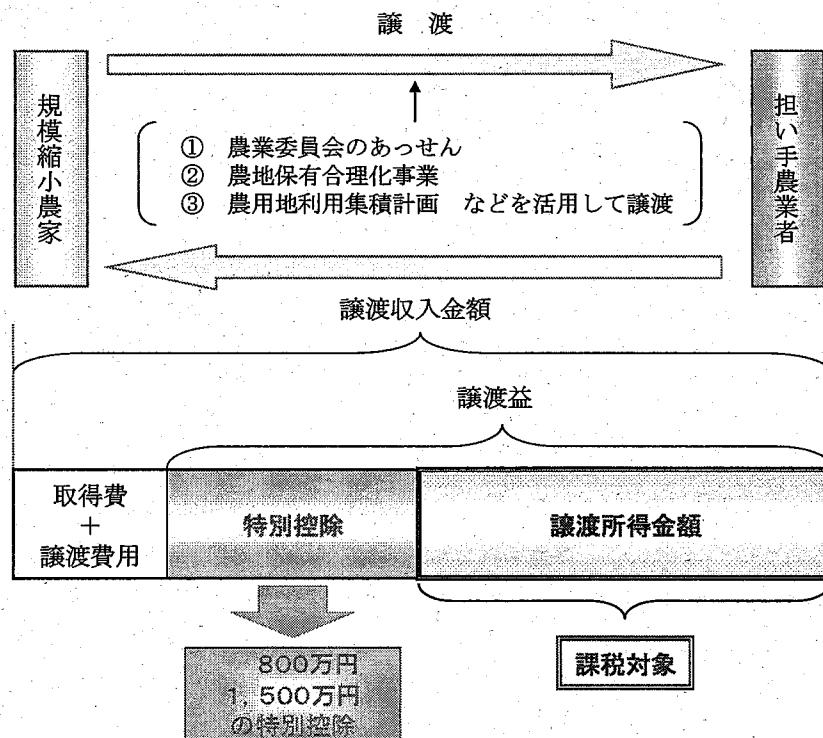
譲渡所得税の計算

$$\text{譲渡所得金額} = \text{譲渡収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

$$\text{税額} = \text{譲渡所得金額} \times (15\% + 5\%)$$

(所得税) (住民税)

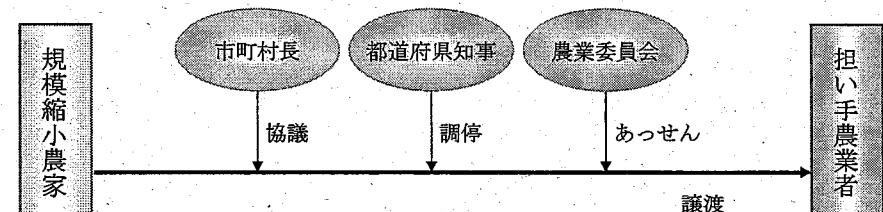
* 短期譲渡所得(取得後5年以内の売却)の場合の税率は、30%、9%となる。



800万円の特別控除

(1) 勧告に係る協議、調停又はあっせんにより譲渡した場合

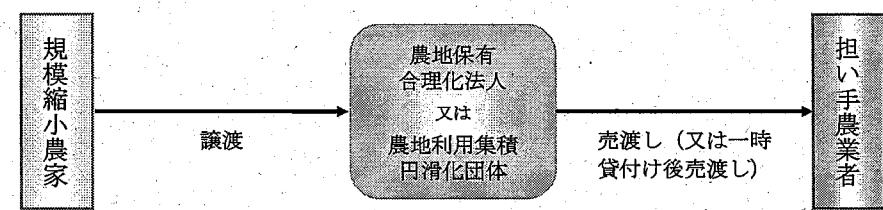
(租税特別措置法第34条の3第2項第1号、第65条の5第1項第1号、第68条の76第1項)



(注) 特例の適用対象となる土地は、農用地区域内のものに限ります。

(2) 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合

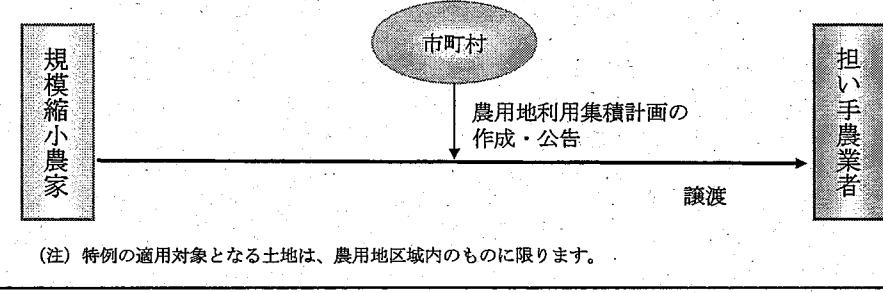
(租税特別措置法第34条の3第2項第1号、第65条の5第1項第1号、第68条の76第1項)



(注) 特例の適用対象となる土地は、農用地区域内のものに限ります。

(3) 農用地利用集積計画により譲渡した場合

(租税特別措置法第34条の3第2項第2号、第65条の5第1項第2号、第68条の76第1項)

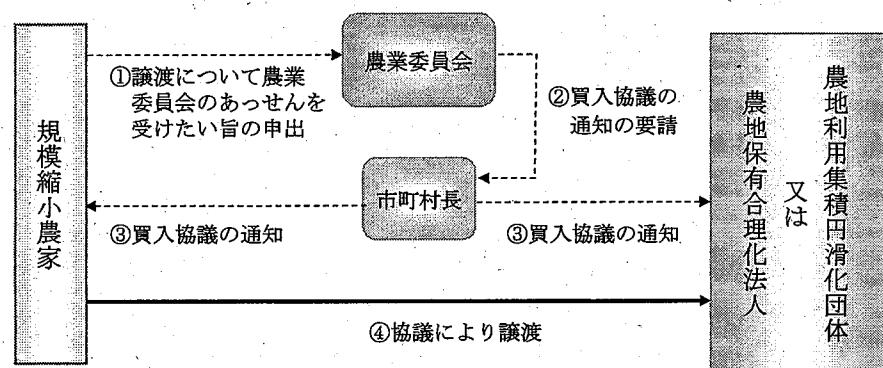


(注) 特例の適用対象となる土地は、農用地区域内のものに限ります。

1,500万円の特別控除

- 農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に買い入れられた場合

(租税特別措置法第34条の2第2項第25号、第65条の4第1項第25号、第68条の75第1項)



(注) 特例の適用対象となる土地は、農用地区域内のものに限ります。

(注) その他、本特例の適用要件、手続等の詳細については、税理士等にご相談ください。

担当部署 農林水産省 経営局 構造改善課 企画班
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5164
(ダイヤルイン)03-3501-3768

※(1)について

担当部署 農林水産省 農村振興局 農村計画課 農業振興地域班
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5533
(ダイヤルイン)03-3502-6003

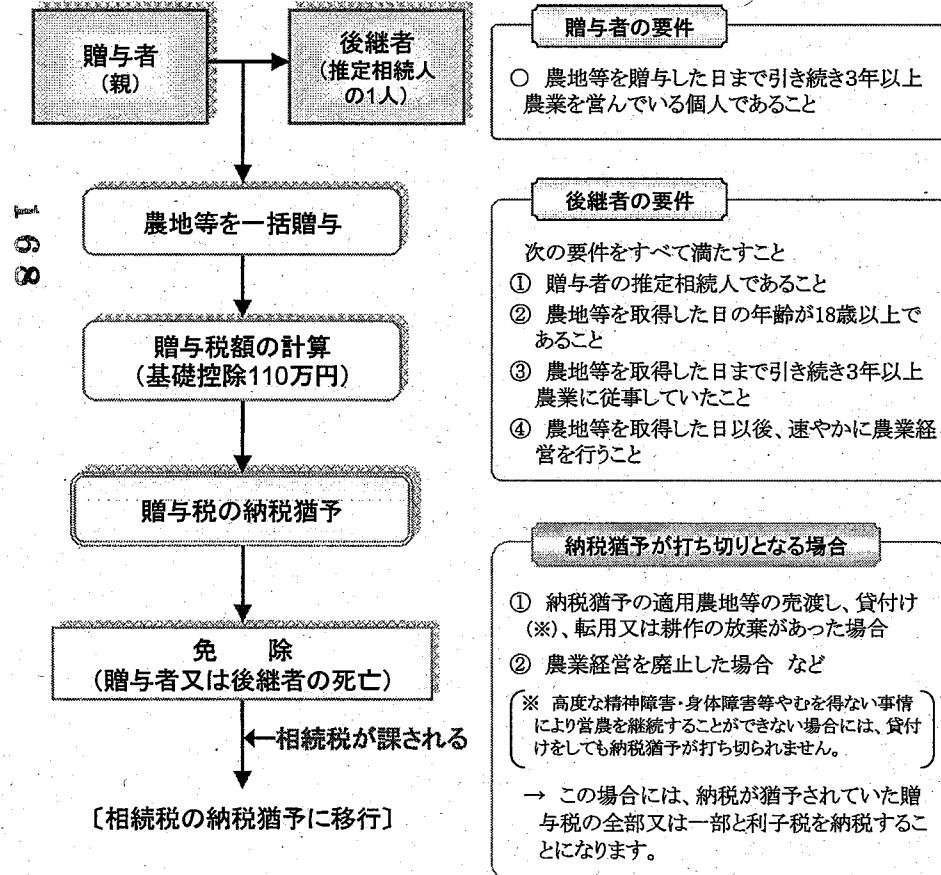
農地の贈与・相続に係る特例措置について知りたい

贈与税の納税猶予制度

～後継者への経営移譲を安心して進められます～

農業を営む人（贈与者）が、その農業の用に供している農地の全部を農業後継者（推定相続人の1人）に贈与した場合には、農業後継者に課税される贈与税の納税を猶予し、贈与者又は後継者のいずれかが死亡したときに免除されるという制度です。

（注）三大都市圏の特定市の市街化区域内にある農地等については、都市営農農地等（生産緑地）に該当するものに限り納税猶予の対象となります。



相続税の納税猶予制度

～意欲ある農業者に農地が円滑に継承されます～

相続等により、被相続人の農業の用に供されていた農地又は農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」と略します。）に基づき貸し付けられていた農地を取得した相続人が、これらの農地等を引き続き農業の用に供していく又は基盤強化法に基づき貸し付ける場合には、これらの農地等の価格のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税については、納税猶予期限まで納税を猶予し、当該期限が到来したときに免除されるという制度です。

（注）三大都市圏の特定市の市街化区域内にある農地等については、都市営農農地等（生産緑地）に該当するものに限り納税猶予の対象となります。

特例対象となる農地

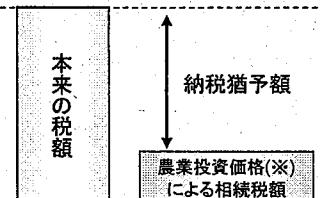
被相続人が

- ① 農業経営をしていた農地
（三大都市圏の特定市の市街化区域内
農地は生産緑地地区内のみ対象）
- ② 基盤強化法に基づき貸し付けていた市街化区域外の農地

相続人の要件

- ・相続人が自ら農業経営を行うこと
- ※ 市街化区域外の農地については、基盤強化法に基づき貸付けを行うこともできます（特定貸付け）。

納税猶予額のイメージ



※ 農業投資価格…農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるとした場合に通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格をいいます（例：東京都の田であれば90万円/10a）。

○旧制度における納税猶予適用者について

平成21年12月14日以前に発生した相続等により取得した農地について、相続税の納税猶予制度の適用を受けている人は、平成21年度税制改正前の納税猶予制度が引き続き適用されます（旧制度は、相続人が自ら農業経営を行うことを要件として相続税を納税猶予し、20年間営農を継続したら免除するという仕組みでした）。

なお、旧制度の適用者も特定貸付けを行うこともできますが、特定貸付けを行った場合には、市街化区域外の農地についての免除要件が「20年間営農を継続した場合」から「相続人が死亡した場合」に変更されます。

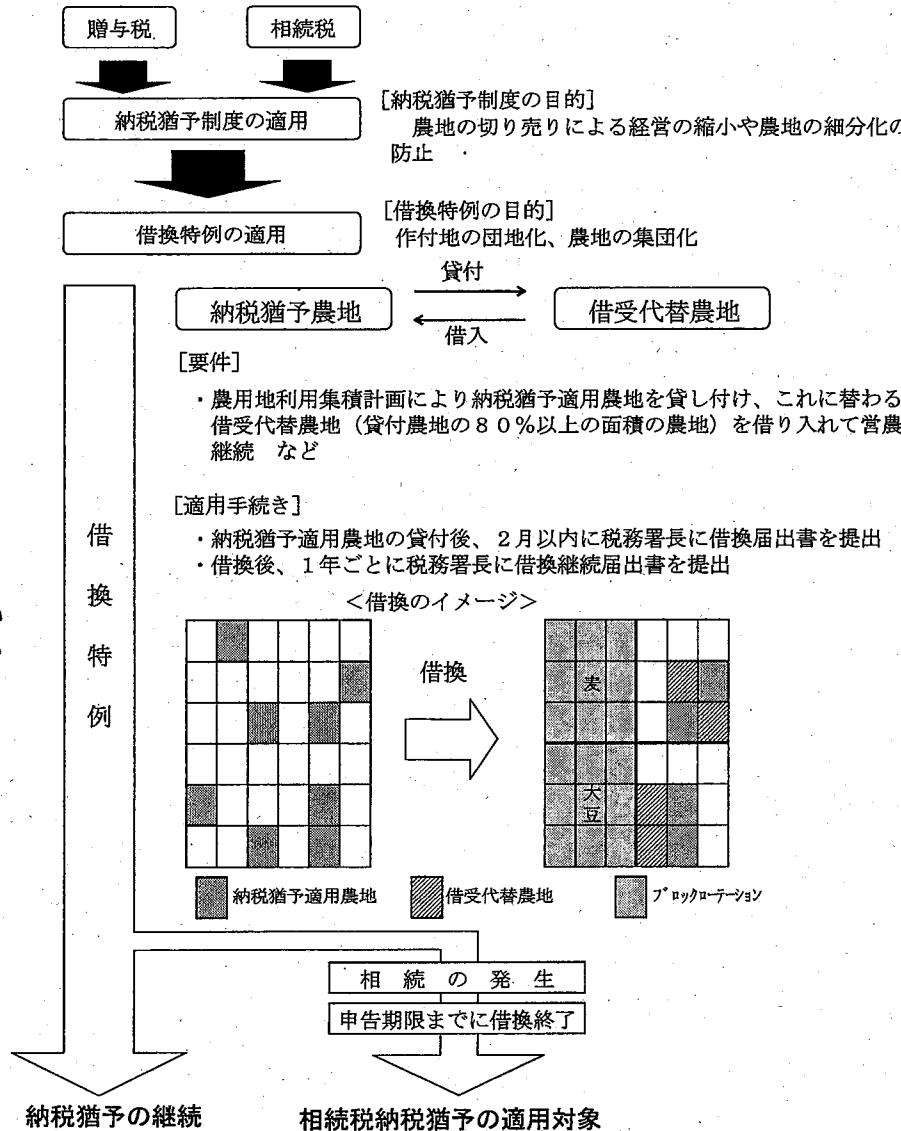
納税猶予の免除要件

- ① 相続人が死亡した場合
- ② 相続人が後継者へ農地を生前一括贈与した場合
- ③ 市街化区域内は、相続人が20年間営農を継続した場合
（三大都市圏の特定市の生産緑地地区内は、終身営農）

納税猶予が打ち切りとなる場合

- ① 紳税猶予の適用農地等の売渡し、貸付け（特定貸付けを除く（※））、転用又は耕作の放棄があった場合
- ② 相続人が農業経営を廃止した場合など
※ 特定貸付けのほか、高度な精神障害・身体障害等やむを得ない事情により営農を継続することができない場合には、貸付けをしても納税猶予が打ち切れません。
→ この場合には、納税が猶予されていた相続税の全部又は一部と利子税を納税することになります。

贈与税・相続税の納稅猶予制度に係る借換特例



担当部署 農林水産省 経営局 構造改善課 企画班
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5164
(ダイヤルイン)03-3501-3768

農地等の譲渡に係る特例措置について知りたい

～ 農地の買換えを円滑にするための特例があります～

特定の事業用資産の買換・交換の場合の課税の特例

農業等の用に供している特定の地域内にある土地等(※1)を譲渡し、同年内に特定の地域内にある土地等(※2)を取得し、かつ、その取得の日から1年以内に買換えた土地等を農業等の用に供した場合には、

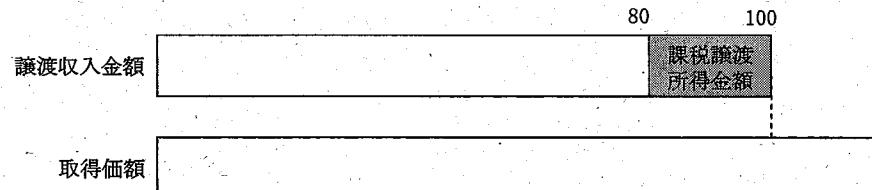
- ① 譲渡収入金額が取得価額以下である場合には、譲渡収入金額の80%を超える部分
- ② 譲渡収入金額が取得価額を超える場合には、取得価額の80%を超える部分に課税されます。

なお、交換した場合も、これを買換えとみなして、同様の取扱いがなされます。
(租税特別措置法第37条、37条の4、65条の7、65条の9、68条の78、68条の80)

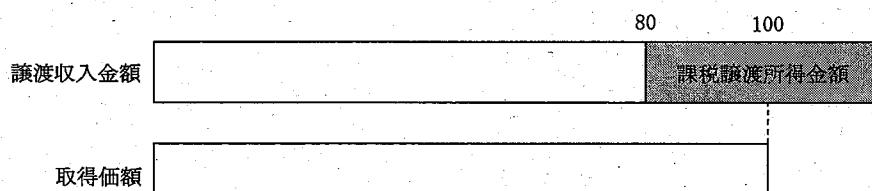
(特例対象となる主な譲渡農地等及び買換農地等)

譲渡農地等[売る農地等](※1)	買換農地等[買う農地等](※2)
(1) 市街化区域又は既成市街地等にある農地等	市街化区域及び既成市街化地等の外にある農地等
(2) 農用地区域の外にある農地等	農用地区域にある農地等
(3) 農用地区域にある農地等	農用地区域にある農地等

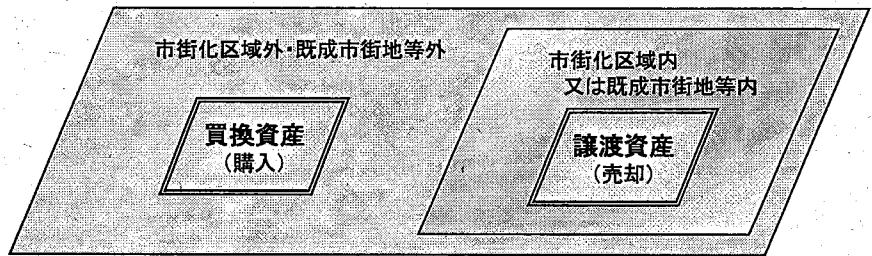
① 譲渡資産の譲渡収入金額が、買換資産の取得価額以下である場合



② 譲渡資産の譲渡収入金額が、買換資産の取得価額を超える場合

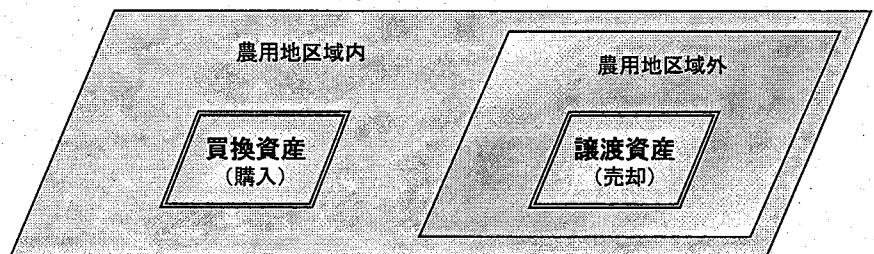


(1) 市街化区域又は既成市街地等内の農地を譲渡し、市街化区域及び既成市街地等外の農地を取得する場合



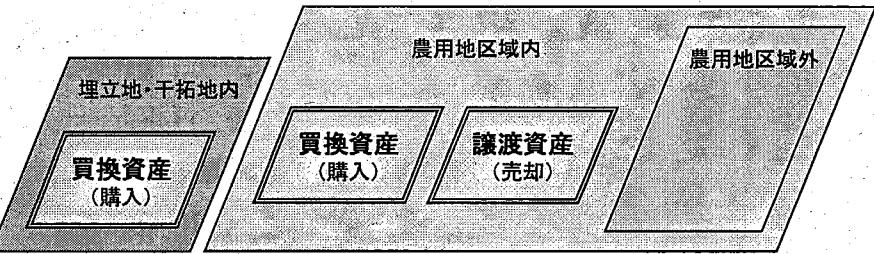
(注)譲渡及び取得の方法に要件はありません。

(2) 農用地区域外の農地を譲渡し、農用地区域内の農地を取得する場合



(注)譲渡及び取得の方法に要件はありません。

(3) 農用地区域内の農地を譲渡し、農用地区域内（埋立地・干拓地の区域内）の農地を取得する場合

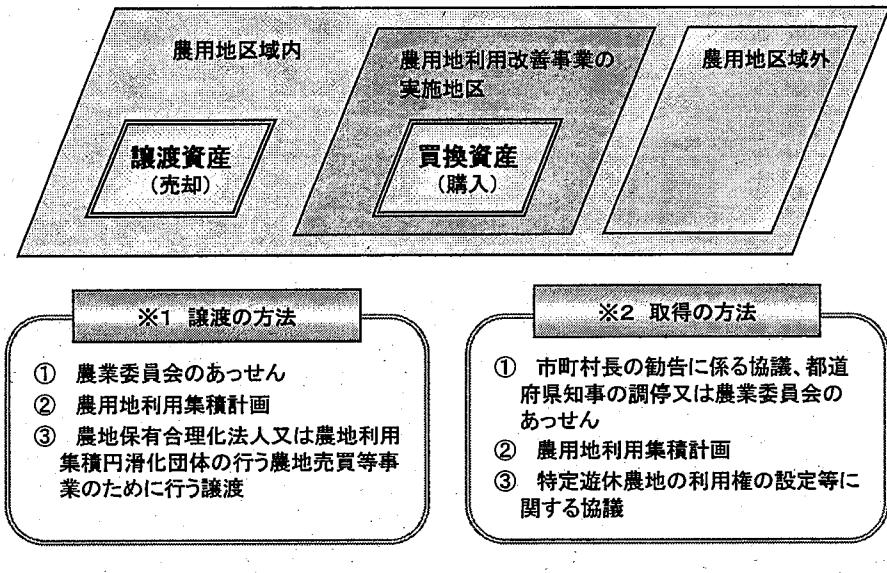


(注)農用地区域内の買換資産は、次の方法により取得することが要件となっています。

- ① 市町村長の勧告に係る協議、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせん
- ② 農用地利用集積計画

(3) -② 特定農業法人が農用地区域内の農地を譲渡し、農用地区域内の農地を取得する場合

特定農業法人が農用地区域内の買換えをする場合は、農用地利用改善事業の実施区域外にある農地を一定の方法により譲渡（※1）し、農用地利用改善事業の実施区域内にある農地を一定の方法により取得（※2）する場合に、本特例の適用があります。



※1 譲渡の方法

- ① 農業委員会のあっせん
- ② 農用地利用集積計画
- ③ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の行う農地売買等事業のために行う譲渡

※2 取得の方法

- ① 市町村長の勧告に係る協議、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせん
- ② 農用地利用集積計画
- ③ 特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議

(注) 譲渡する年の前年に買換資産を取得した場合には、取得した年の翌年3月15日までに、「先行取得資産に係る買換えの特例に関する届出書」を税務署長に提出することが必要です。

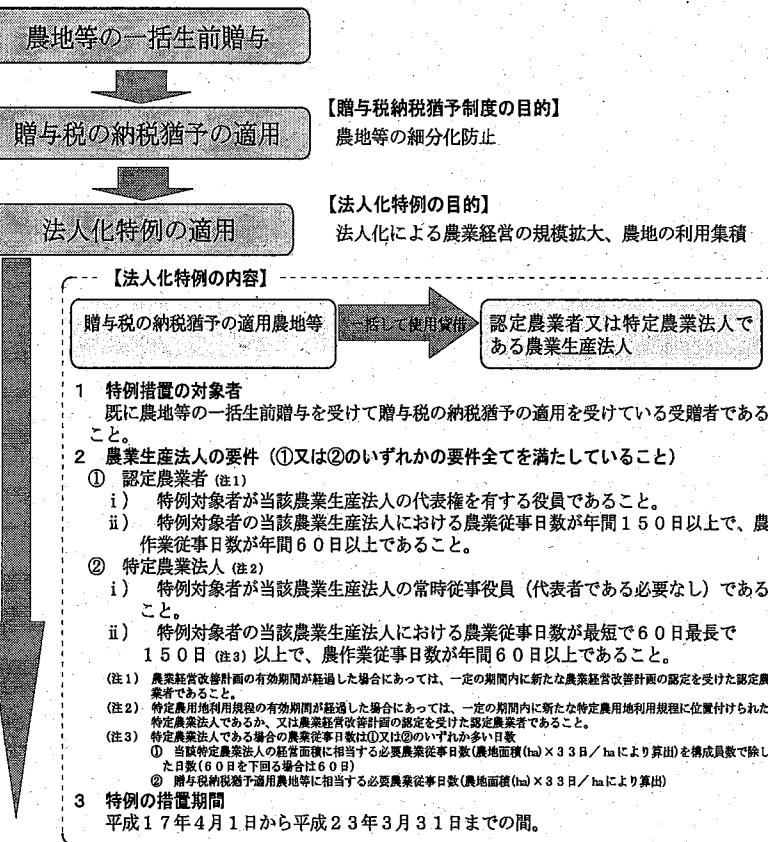
その他、本特例の適用要件、手続等の詳細については、税理士等にご相談ください。

担当部署 農林水産省 経営局 構造改善課 企画班
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5164
(ダイヤルイン)03-3501-3768

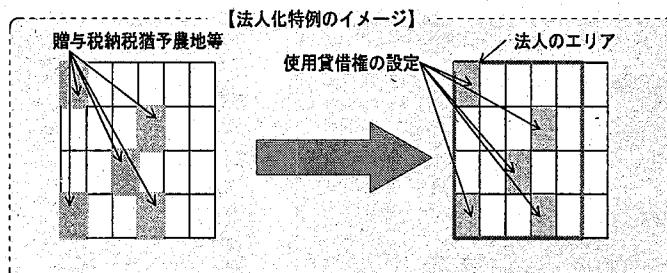
※(2)(3)について

担当部署 農林水産省 農村振興局 農村計画課 農業振興地域班
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5533
(ダイヤルイン)03-3502-6003

贈与税納税猶予適用農地等に係る法人化特例



納税猶予の継続



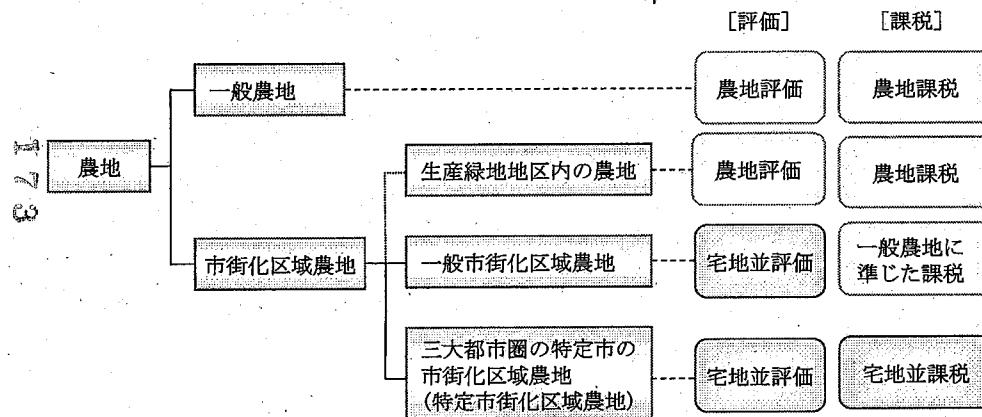
農地の保有に係る特例措置について知りたい

農地を保有している場合の固定資産税

土地・建物などの固定資産を保有していると、その価格に対して固定資産税が課税されます。

$$\text{固定資産税} = \text{固定資産の評価額(課税標準額)} \times \text{税率}(1.4\%)$$

農地については、次のように区分され、それぞれ評価及び課税が異なります。



- 一般農地 ······ 市街化区域農地や転用許可を受けた農地などを除いた農地
- 市街化区域農地 ······ 市街化区域内の農地で、生産緑地地区内の農地などを除いた農地
- 一般市街化区域農地 ······ 特定市街化区域農地以外の市街化区域農地
- 特定市街化区域農地 ······ 三大都市圏の特定市（東京都の特別区及び首都圏、近畿圏、中部圏の既成市街地、近郊整備地帯などに所在する市）にある市街化区域農地

一般農地（生産緑地を含む。）

評価

農地の売買価格 × 5.5%

税額

次の①・②のいずれか低い額 × 税率

① 当該年度の農地評価額

② 前年度の課税標準額（農地評価ベース） × 負担調整率

一般市街化区域農地

評価

近傍類似宅地の価格 - 造成費相当額

(注) 造成費相当額

当該農地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額。

税額

次の①・②のいずれか低い額 × 税率

① 当該年度の宅地並評価額 × 1/3

② 前年度の課税標準額（農地評価ベース） × 負担調整率

(注) 負担調整率は、一般農地に係る負担調整率を適用します。

特定市街化区域農地

評価

近傍類似宅地の価格 - 造成費相当額

税額

次の①・②のいずれか低い額 × 税率

① 当該年度の宅地並評価額 × 1/3 × 軽減率

② 前年度の課税標準額（宅地並評価） + 当該年度の宅地並評価額 × 1/3 × 5%

ただし、②にあっては、以下の範囲に限定。

上限 = (当該年度の宅地並評価額 × 1/3) × 8/10 × 税率

下限 = (当該年度の宅地並評価額 × 1/3) × 2/10 × 税率

(注1) 軽減率

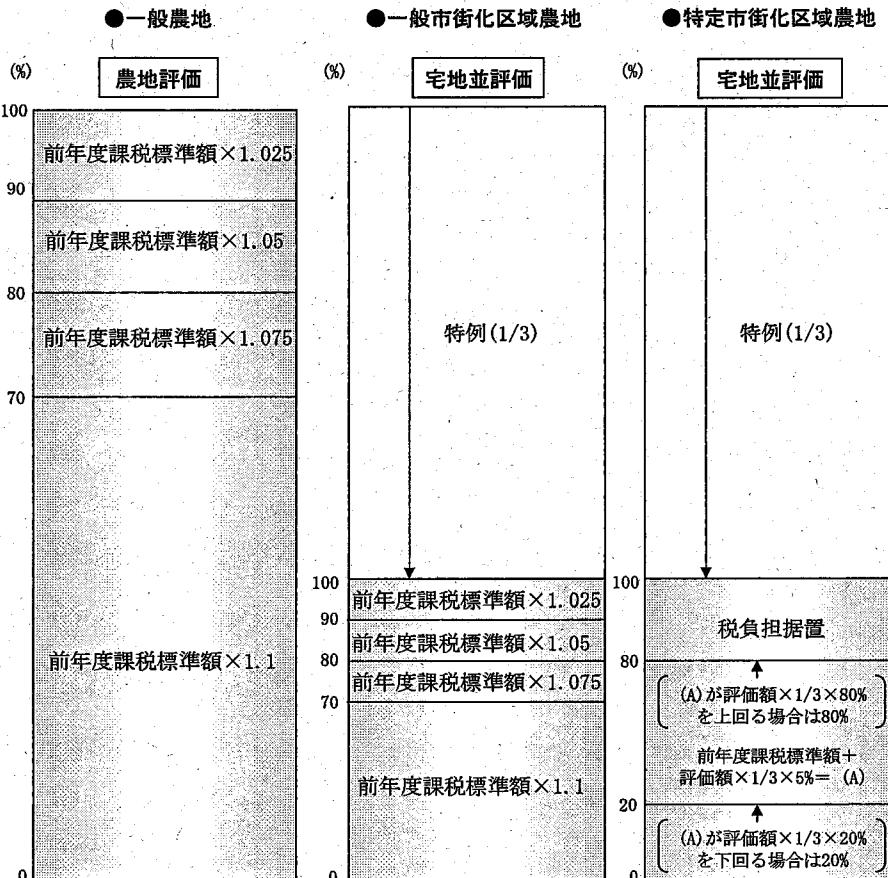
	年度	初年度目	2年度目	3年度目	4年度目
軽減率		0.2	0.4	0.6	0.8

(注2) 負担水準が0.8以上の農地の固定資産税は、前年度の税額となります（税負担据置）。

農地に係る負担調整措置

平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、その負担水準の均衡化を図ることとして、税負担の調整措置が講じられています。

負担水準	前年度の課税標準額	
	負担水準	負担調整率
0.9以上のもの	1.025	
0.8以上0.9未満のもの	1.05	
0.7以上0.8未満のもの	1.075	
0.7未満のもの	1.1	



担当部署 農林水産省 経営局 構造改善課 企画班
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5164
(ダイヤルイン)03-3501-3768

農地を取得した場合の登録免許税の特例

～ 担い手の農用地利用集積計画等を利用した農地の取得を後押しします～

本則

農地を買うと、所有権移転のための登記を行うこととなり、この登記の際には、通常、次の算式により登録免許税が課税されます。

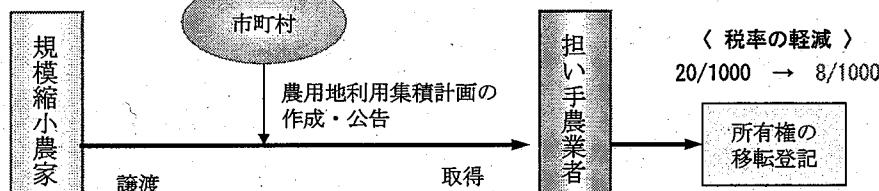
$$\text{税額} = \text{不動産の価格} (\text{固定資産課税台帳価格}) \times \text{税率} (\text{売買} 20/1000)$$

(注) 税率は、平成23年3月31日まで、10/1000とされています。

特例

- (1) 地域の農業者が、農用地利用集積計画を活用して農地を買った場合
 - (2) 地域の農業者が、農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業に限ります。）を活用して農地を買った場合
 - (3) 特定農業法人が、農地法に規定する協議により遊休農地を買った場合には、登録免許税の税率が8/1000となります。
- ただし、特例の適用対象となる土地は、農用地区域内のものに限ります。

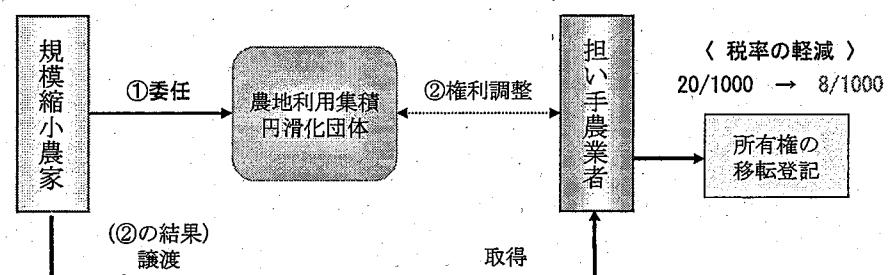
(1) 地域の農業者が、農用地利用集積計画により農地を買った場合 (租税特別措置法第77条第1項)



(注) 特例の対象となる「担当手農業者」

認定農業者、特定農業法人、市町村基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たす者、経営規模の拡大を行おうとする者で一定の要件を満たす者

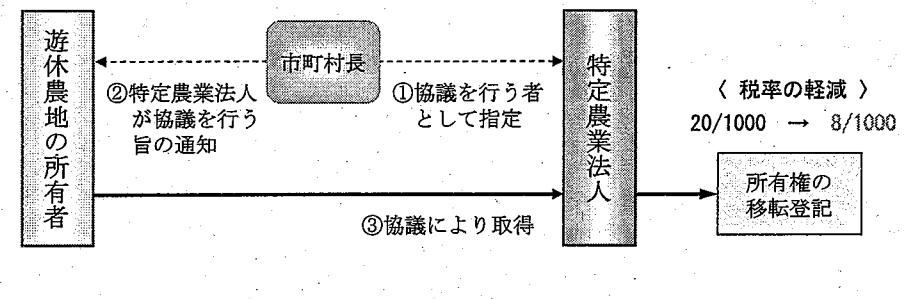
(2) 地域の農業者が、農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業に限る。）を活用して農地を買った場合 (租税特別措置法第77条第2項)



(注) 特例の対象となる「担当手農業者」

認定農業者、特定農業法人、市町村基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たす者、経営規模の拡大を行おうとする者で一定の要件を満たす者

(3) 特定農業法人が、遊休農地を協議により買い入れた場合 (租税特別措置法第76条)



担当部署 農林水産省 経営局 構造改善課 企画班
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5164
(ダイヤルイン)03-3501-3768

農地を取得した場合の不動産取得税の特例

～ 担い手の農用地利用集積計画等を利用した農地の取得を後押しします～

本則

農地を買うと、通常、次の算式により不動産取得税が課税されます。

$$\text{税額} = \text{取得価格} (\text{固定資産課税台帳価格}) \times \text{税率} (4\%)$$

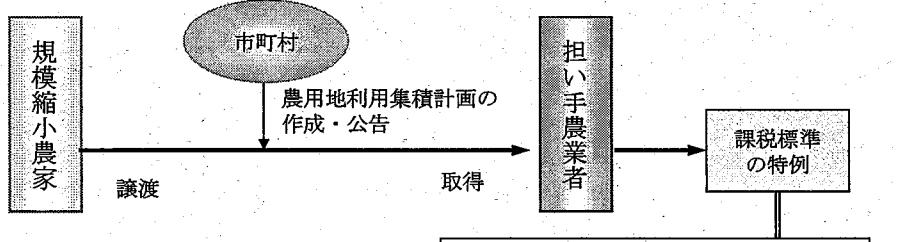
(注) 税率は、平成24年3月31日まで、3%とされています。

特例

- (1) 農用地利用集積計画を活用して農地を買った場合
- (2) 農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業に限ります。）の活用により農地を買った場合
- (3) 特定農業法人が、農地法に規定する協議又は調停により遊休農地を買った場合
- (4) 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、農地売買等事業の実施により農地を買い入れた場合
には、不動産取得税の軽減措置が講じられています。

(1) 農用地利用集積計画により農地を買った場合

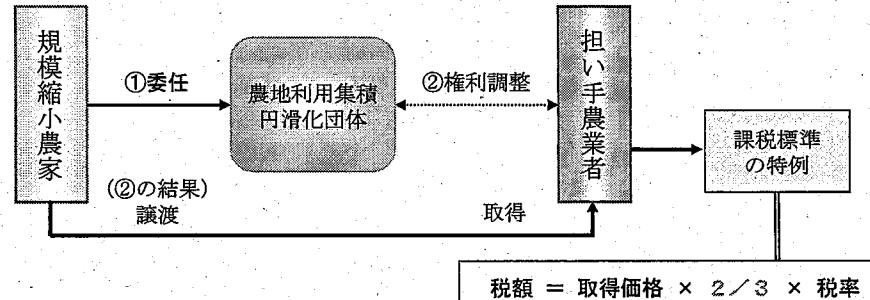
(地方税法附則第11条第2項)



(注1) 交換により土地を取得した場合についても、課税標準の特例があります。

(注2) 特例の適用対象となる土地は、農用地区域内のものに限ります。

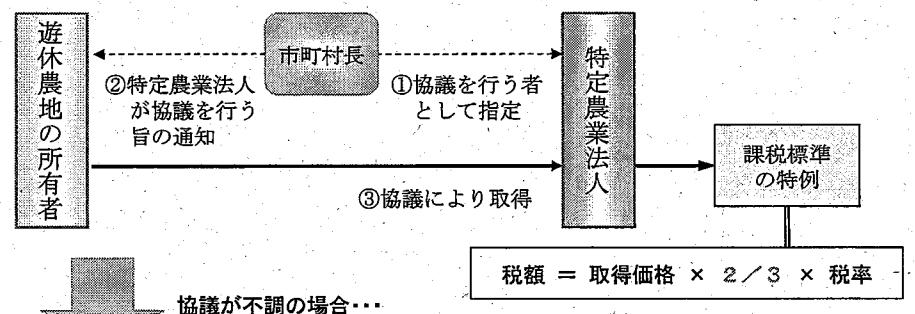
(2) 農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業に限る。）を活用して農地を買った場合 (地方税法附則第11条第22項)



(注) 特例の適用対象となる土地は、農用地区域内のものに限ります。

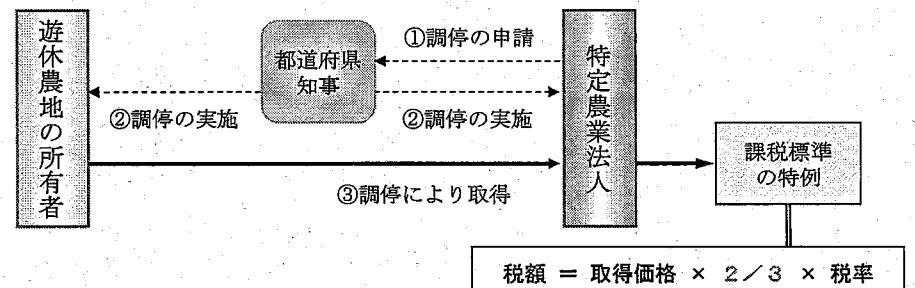
(3) 特定農業法人が協議又は調停により遊休農地を買い入れた場合 (地方税法附則第11条第26項)

1. 協議の場合



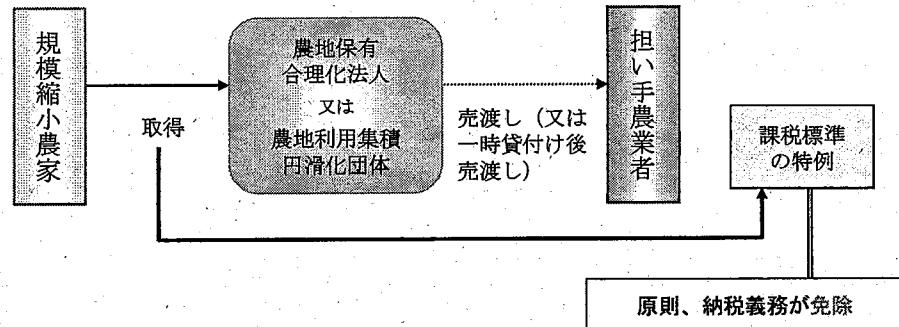
協議が不調の場合…

2. 調停の場合 (協議が不調の場合に実施)



(注) 特例の適用対象となる特定遊休農地は、農用地区域内のものに限ります。

(4) 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が農地保有合理化事業のために買い入れた場合
(地方税法第73条の27の6第1項)



(注) 特例の適用対象となる土地は、農用地区域内のものに限ります。

担当部署 農林水産省 経営局 構造改善課 企画班
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5164
(ダイヤルイン)03-3501-3768

農業に対する事業税・事業所税の非課税

《事業税・事業所税》

1. 特例の対象者

農業者 ※

※ 事業税については、個人の行う特定の事業及び法人の行う事業が課税対象となります。また、事業所税については、政令指定都市等の指定都市において、事業所で事業を行う者と事業所を新增築した者が課税の対象となります。

2. 特例の内容

【事業税】

原則として農業者(個人、農事組合法人である農業生産法人)に対する事業税は非課税

【事業所税】

原則として農業者が直接生産の用に供する一定の施設については、非課税なため、課税標準から差し引いて税額を算出することができます。

資産割	=	事業所床面積	-	左のうち非課税に係るもの等	×	1m ² につき600円
従業者割	=	従業者給与総額	-		×	従業者給与総額の0.25/100

担当部署 農林水産省経営局経営政策課経営税制担当
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5140
(直通)03-3502-6441

国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額 の損金算入の特例

《所得税・法人税》

1. 適用の対象者

農業者

2. 特例の内容

農業者が国又は地方公共団体等から固定資産の取得又は改良に充てるために補助金等の交付を受けた場合において、本来この受領した補助金等は課税の対象となります。課税されることにより補助金等の交付目的を達成できなくなる可能性があることから、その補助金等で交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、原則として国庫補助金等の額に相当する額の範囲内で圧縮記帳が認められています。

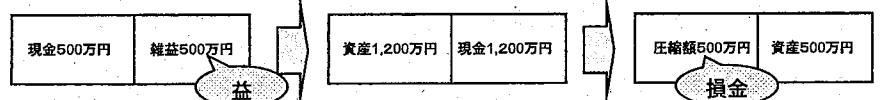
3. 特例の効果

【具体例】

農業生産法人Aが500万円の補助金をもらってその交付目的となった資産を1,200万円で取得した場合、500万円の補助金は益金に算入されますが、この措置により1,200万円で取得した資産について、補助金を充てた500万円分を圧縮損として費用に計上(=損金算入)し、所得を発生させないようにします。

この場合、資産の簿価(取得原価)は700万円として記帳し、700万円を基準に減価償却を行うことになります。なお、圧縮記帳をしても当該固定資産についてトータルで計上できる費用は1,200万円ですので、課税の繰り延べとなるものであり、課税の免除ではありません。

(補助金を受けたとき) (資産を取得したとき) (圧縮記帳したとき)



担当部署 農林水産省経営局経営政策課経営税制担当
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5140
(直通)03-3502-6441

農事組合法人が分配する従事分量配当等の特例《法人税》

1. 特例の対象者

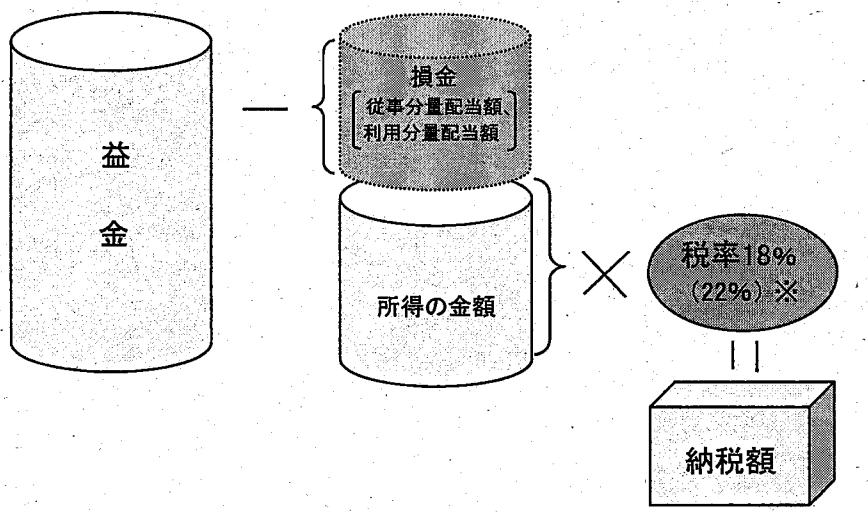
農業の経営を行う農事組合法人で、その事業に従事する組合員に対して確定給与を支払わず、剩余金の配当を従事分量又は利用分量の割合に応じて支払う法人(法人税法第60条の2、第66条)。

2. 特例の内容

法人税について※18%(22%)の軽減税率。従事分量配当金又は利用分量配当金を所得の計算上損金に算入。

3. 特例の効果

	普通法人	農事組合法人
法人税率	30% ※	18% (22%) ※
剩余金の配当	課税	損金の額に算入 (従事分量配当、利用分量配当)



[参考]

- 1 法人税の税率 (法第66条、租特法第42条の3の2)
※ 普通法人 30%
※ 資本金が1億円以下の普通法人(中小企業)
所得金額のうち年800万円を超える金額 30%
所得金額のうち年800万円以下の金額 18% (22%)
※ 協同組合等(農事組合法人) 18% (22%)
(中小法人等の軽減税率18%は、21年4月1日より2年間の措置)

2 法人税法別表第三 協同組合等の表(第2条関係)

農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号(農業の経営)の事業を行なう農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)

3 農事組合法人が協同組合等となるかの判定(基本通達14-2-4)

- (1) 事業に従事する組合員には、組合の役員又は事務に従事する組合員を含まない。したがって、役員又は組合員に対し事務に係る賃金(給与)を支給しても除外されない。
- (2) 事業に従事する組合員に対し、当該事業年度の剩余金処分によりその従事分量配当金が確定するまでの間仮払金、貸付金等として経理した場合には、給与として支給されたものとはしない。(確定払いとした場合は普通法人となる)
- (3) 事業に従事する組合員に対し、通常の自家消費の程度を超えて生産物等を支給した場合は、その支給が給与の支払と認定される(普通法人となる)。

4 農事組合法人の剩余金の配当方法

- (1) 利用分量配当…施設等の利用の程度に応じて支払われる配当
- (2) 従事分量配当…事業に従事した日数、時間等に応じて支払われる配当
- (3) 出資分量配当…出資金の額に応じて支払われる配当